

五島市社会福祉協議会

訪問介護事業所（ホームヘルパー）

ご家庭を訪問して、日常生活のお手伝いをさせていただきます

★★ 1. 介護保険で利用できるサービス内容★★



1. 身体介護

- ・食事介助（声掛け、準備・食事の姿勢の確保・見守り、摂食介助・歯磨き・服薬介助）
- ・入浴介助（入浴の可否の判断・排せつの確認・脱衣介助・入浴介助・着衣介助・水分補給）
- ・排泄介助（ポータブルトイレ使用→ポータブルトイレまでの移動・後始末、元の場所に戻る・ポータブルトイレの後始末）
（おむつの交換→物品準備・脱衣・陰部臀部の清拭あるいは洗浄・着衣・おむつの後始末）
- ・清拭（顔、首→上肢→胸・腹→背→下肢→陰部、臀部）
- ・部分浴（手浴→足浴→陰部浴→洗髪）
- ・移乗移動の介助（通院等のための乗車又は降車の介助が中心の場合）

2. 生活援助

- ・買い物（訪問時に物品（食材を含む）を確認、訪問時持参）
- ・調理（朝、昼、夕食の準備、食後の後片付け、食器の収納）
- ・掃除、洗濯（居室の掃除、衣類の洗濯、洗濯物の乾燥と取り入れ）



3. 乗降介助（通院等のための乗車又は降車の介助が中心の場合）



★★ 2. 介護保険・介護予防で利用できないサービス★★

※生活援助

1. 直接本人の援助に該当しない行為

- ・ご利用者以外に係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・主として利用者が利用する居室以外の掃除
- ・来客の応接（お茶・食事の手配等）
- ・自家用車の洗車、清掃

2. 日常的な家事の範囲を超える行為

- ・草むしり

- ・花木の水やり
- ・犬の散歩等ペットの世話
- ・家具・電気器具等の移動・修繕・模様替え
- ・大掃除・窓のガラス拭き・床のワックスがけ
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・植木の剪定等の園芸
- ・正月、節句のために特別な手間をかけて行う調理

★★ 3. サービス提供日・時間★★

・年中無休（8：30～17：15）

※但し、特別の事業がある場合はこの限りではありません。

★★ 4. サービス利用料及び利用者負担★★

（介護の場合）

※介護保険給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の1割です。

※ただし、介護保険料の給付の範囲を超えたサービス利用料は全額自己負担となります。

時間 サービス	20分未満	20分 ～30分	30分 ～60分	60分以上 (30分を増すごとに)
身体介護	1,710円	2,550円	4,040円	5,870円(830円追加)

時間 サービス	20分 ～45分	45分以上
生活援助	1,910円	2,360円

（身体介護に引き続き生活援助を行う場合）

時間 サービス	20分以上	45分以上	70分以上
生活援助	700円	1,400円	2,100円

乗降介助	1,010円(1回)
緊急時訪問介護加算	1,000円(1回)
初回加算	2,000円(1月につき)
生活機能向上連携加算	1,000円(1月につき)

※介護処遇改善加算（Ⅰ） 1月につき+所定単位×40/1000

※平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行なう場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

・夜間（午後 6時から午後10時まで） 25%

- ・早朝（午前 6時から午後 8時まで） 25%
- ・深夜（午後10時から午前 6時まで） 50%
- 〈特定事業所加算（Ⅱ）〉 所定単位数の10%
- 〈特別地域訪問介護加算〉 所定単位数の15%

（予防の場合）

介護予防サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の1割です。

	週1回程度	週2回程度	週3回程度
介護予防訪問介護費	12,260円	24,520円	38,900円
初回加算	2,000円（1月につき）		
生活機能向上連携加算	1,000円（1月につき）		

※特別地域介護予防訪問介護加算 1月につき+所定単位×15/100

※介護処遇改善加算（Ⅰ） 1月につき+所定単位×40/1000

（お問い合わせ）

本所	五島市木場町414-1, 413-4	☎72-3396
富江支所	五島市富江町狩立402-1	☎86-2150
玉之浦支所	五島市玉之浦町荒川130-2	☎88-2200
岐宿支所	五島市岐宿町岐宿396-1	☎82-1525
	五島市三井楽町濱ノ畔1046-1	☎84-2254
奈留支所	五島市奈留町浦547-14	☎64-4753